

令和 6 年 1 月 19 日

久喜市長 梅田 修一 様

久喜市国民健康保険運営協議会
会長 宮澤 幸一

国民健康保険事業について (答申)

令和 5 年 1 2 月 2 1 日付け久国第 1 4 2 6 号で諮問がありました、久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (国民健康保険税率及び賦課限度額の改正) について、下記のとおり答申します。

なお、附帯意見がありましたので併せて附記します。

記

1 答申事項

(1) 令和 6 年度久喜市国民健康保険税率については、次の表の通りとする。

		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現行	所得割	6.86%	2.34%	2.31%	11.51%
	均等割	33,200円	12,300円	13,600円	59,100円
改正後	所得割	7.77%	2.87%	2.76%	13.40%
	均等割	35,200円	14,700円	14,100円	64,000円

(2) 令和 6 年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額については、後期高齢者支援金等分を 2 万円引き上げ、合計 1 0 4 万円とする。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現行	6 5 万円	2 0 万円	1 7 万円	1 0 2 万円
改正後	6 5 万円	2 2 万円	1 7 万円	1 0 4 万円

(3) 改正時期は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

2 附帯意見

- (1) 保険税の収納率の向上、未納者に対する収納対策に取り組み、税収の確保に努めること。
- (2) 健康づくりや疾病予防のための効果的な保健事業などを推進し、医療費適正化に努めること。
- (3) 国民健康保険の財政基盤の拡充・強化のため、国へ財政支援措置の要望をすること。